

小松市立国府中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策チーム」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（1年学年窓口）、1年学年窓口、2年学年窓口、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、SSW

(2) 活動

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(3) 開催

月1回の職員会議の中で情報交換を含め定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3. いじめの未然防止

- (1) いじめや卑怯なふるまいをしない、それらの背景にある事情を見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発とその他必要な措置として、人権作文・道徳の授業等を実施する。
- (5) 発達障害を含む障害のある生徒については、当該生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行っていく。

4. いじめの早期発見

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒を対象にふれあいアンケート調査 年3回（5月、9月、1月）
- ②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査年2回（5月、11月）

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②いじめ相談窓口の設置

(3) いじめに関する研修等の実施

いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者は、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう、保護者対象の情報モラル研修会等を行う。

5. いじめに対する措置

基本措置として、いじめに関する情報を把握した場合にはいじめ問題対策チームで協議する。また、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは速やかに概要を小松市教育委員会に報告する。

(1) いじめに対する措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥いじめが止んだと判断する目安を3ヶ月とし、その間、被害生徒やその保護者と定期的に面談を行うなどして、安心・安全が保たれているかの確認と再発防止に努める。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、小松市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの未然防止するための取組に関すること。

6. 年間計画

	未然防止	早期発見	校内研修 (職員会議等)	検証 (PDCA)	いじめの対処
4月	○生徒指導の3機能 (+1視点)を生かした授業づくり ○生活設計ノートでの生徒理解(励まし) ○道徳授業の充実	●校内巡視 ●授業参観しやすい 時間割の工夫 ●生活設計ノートでの生徒理解(悩み)	☆学年会 ☆生徒指導部会 ☆職員会議(月1) ☆校内研修会(自己理解)		■いじめ対策チームによる対応 ・報告、連絡、相談の徹底 ・複数対応 ・記録(いじめ対応記録ファイル) ★情報集約 ★初期対応 ・役割連携
5月	○エンジェル週間 ○運動会	●ふれあいアンケート ●ふれあい面談	☆校内研修会(生徒理解)		
6月		●QUアンケート①			
7月				学校評価(生徒・保護者アンケート)	
8月		●QU分析① ●家庭訪問	☆校内研修会(生徒との関わり)		
9月	○エンジェル週間	●ふれあいアンケート ●ふれあい面談			
10月	○文化祭				
11月	人権週間・人権作文 対象:全学年	●QUアンケート②	☆校内研修会(特別活動について)		
12月		●QU分析②		学校評価(生徒・保護者アンケート)	
1月	○エンジェル週間	●ふれあいアンケート ●ふれあい面談			
2月					
3月	○卒業式		☆小中連携会		